

一般社団法人 日本睡眠検査学会 定款施行細則

2020年9月1日施行

2022年9月1日改定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本睡眠検査学会（以下「この法人」という。）の定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 支 部

(設置)

第2条 定款第3条に基づき、別表に定めるとおり関東・北海道、東北、東海・甲信越、北陸、近畿、中四国、九州・沖縄の7地区に支部を置く。

2 各支部の名称は、日本睡眠検査学会××支部と称する。

3 各支部は、各地区内に事務局を置き、理事会の承認を得て会則を定めることができる。

第3章 会 員

(会費)

第3条 この法人の年会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 金3,000円

(2) 学生会員 金1,000円

(3) 賛助会員 一口 金50,000円 一口以上

2 会費は、11月末日までに当該年度分の年額を納付しなければならない。

(名誉会員の推薦条件)

第4条 名誉会員は、推挙が行われる年の8月末日現在で年齢が65歳以上の者の中から、次のいずれかに該当する者を理事会が推薦する。

(1) 評議員として3期以上務めた者

(2) 理事として4期以上務めた者

(3) 前各号に相当する者として、理事会において認められた者

第4章 評議員の選出

(選挙管理委員会)

第5条 評議員及び理事候補者の選出を行うため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の構成は各支部1名とし、理事会の承認を得て、理事長が委員を委

嘱し、委員長は、理事長が指名する。

3 委員の任期は、委嘱の日から役員を選任が行われる社員総会終結の時までとする。

(選出方法)

第6条 評議員は、支部ごとに正会員の中から正会員による選挙（以下、「評議員選挙」という。）により選出される。

2 前項のほか、この法人の事業運営に特に必要と認める場合には、理事会において評議員を選出することができる。

(選挙の時期)

第7条 評議員選挙は、4年毎に、現職評議員の任期終了の年に行う。

(定数)

第8条 評議員選挙の定数は、選挙の都度、支部ごとに理事会において定める。

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、投票期間の初日の2か月前までに、会員に評議員選挙の実施を学会ホームページに公示しなければならない。

(選挙権有権者)

第10条 評議員選挙の選挙権は、前年度までの会費を完納している正会員が有する。

(被選挙権有権者)

第11条 評議員選挙の被選挙権は、次の資格を備える正会員が有する。

- (1) 選挙が行われる年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること。
- (2) 前年度までの会費を完納していること。
- (3) 5年以上の正会員歴があること。
- (4) この法人の学術集会又は支部会において、発表又は座長の経験があること。

(立候補の届出)

第12条 評議員選挙に立候補する者は、所定の立候補届書に必要事項を記載のうえ、指定する期日までに選挙管理委員会宛に届け出るものとする。

2 立候補するには、正会員1名の推薦を要する。

(候補者の公示)

第13条 選挙管理委員会は、立候補者の資格審査を行ったうえ、候補者名簿を公示する。

(投票方法)

第14条 投票は、選挙管理委員会が定めた方法により、候補者1名を無記名投票とする。

(開票)

第15条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

(当選者の決定)

第16条 当選者は、以下の手順により決定する。

- (1) 得票数の多い順から定数までを当選者とする。
 - (2) 得票数の同じ候補者が複数いる場合は、会員歴の長い者を当選者とする。ただし、会員歴が同一の場合は、選挙管理委員長が抽選により決定する。
- 2 候補者が定数を下回る場合は、無投票で当選とする。

(選挙結果の公示)

第17条 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに学会ホームページに公示しなければならない。

(選挙の疑義)

第18条 選挙の効力に関して異議のある有権者は、選挙結果の公示日より14日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

- 2 申し立ての有った場合は、選挙管理委員会で審議し方針を決定する。

(推薦評議員の選出)

第19条 理事会は、必要がある場合は、正会員の中から第16条の当選者のほか10名以内の評議員を選出することができる。

(評議員の公示及び任期)

第20条 理事会は、第16条及び第19条の規定により決定した評議員を学会ホームページに公示する。

- 2 選出された評議員の任期は、前項の公示の翌日から始まる。

(欠員の補充)

第21条 辞任もしくは会員資格の喪失等の事由により、評議員に欠員が生じた場合は、前任者が選出された選挙区の次点者を順に繰り上げて補充するものとする。

- 2 次点者がいない場合は、支部の運営に支障をきたす場合に限り、理事会が補充することができる。
- 3 補充された評議員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

第5章 理事及び監事候補者の選出

(選任及び在任期間)

第22条 社員総会における理事及び監事の選任決議は、本章に定めるところにより選出された候補者を承認することにより行う。

- 2 理事候補者は社員総会で理事に選任された後、2年後の社員総会において信任を得て2期4年理事を務めるものとする。

(選出方法)

第23条 理事候補者は、評議員の中から評議員による選挙（以下、「理事選挙」という。）により選出される。

- 2 前項のほか、この法人の事業運営に特に必要と認める場合には、理事会において理事候補者を選出することができる。
- 3 監事候補者は、会員の中から理事会において選出する。

(選挙の時期)

第24条 理事選挙は、4年毎に、評議員選挙終了後に行う。

(定数)

第25条 理事選挙の定数は、選挙の都度、理事会において定める。

(選挙の公示)

第26条 選挙管理委員会は、投票期間の初日の1か月前までに、評議員に理事選挙の実施を学会ホームページに公示しなければならない。

(選挙権有権者及び被選挙権有権者)

第27条 理事選挙の選挙権及び被選挙権は評議員が有する。

(立候補の届出)

第28条 理事選挙に立候補する者は、所定の立候補届書に必要事項を記載のうえ、指定する期日までに選挙管理委員会宛に届け出るものとする。

- 2 立候補するには、評議員1名の推薦を要する。

(候補者の公示)

第29条 選挙管理委員会は、書類審査を行ったうえ、候補者名簿を公示する。

(投票方法)

第30条 投票は、選挙管理委員会が定めた方法により、定数以内を無記名投票とする。

(開票)

第31条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

(当選者の決定)

第32条 当選者は、以下の手順により決定する。

- (1) 得票数の多い順から定数までを当選者とする。
 - (2) 得票数の同じ候補者が複数いる場合は、会員歴の長い者を当選者とする。ただし、会員歴が同一の場合は、選挙管理委員長が抽選により決定する。
- 2 候補者が定数を下回る場合は、無投票で当選とする。

(選挙結果の公示)

第33条 選挙管理委員会は、選挙の結果をすみやかに学会ホームページに公示しなければならない。

(選挙の疑義)

第34条 選挙の効力に関して異議のある有権者は、選挙結果の公示日より14日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

- 2 申し立ての有った場合は、選挙管理委員会で審議し方針を決定する。

(理事長の選出)

第35条 第32条の規定により決定した理事候補者の互選により理事長就任予定者（以下、「次期理事長」という。）を定める。

2 次期理事長の選出は、社員総会までに理事候補者による理事会議（以下、「新役員準備会議」という。）にて行うものとする。

- 3 理事候補者による新役員準備会議は、選挙管理委員会委員長が招集し、議長となる。
- 4 次期理事長選出後の新役員準備会議の議長は、次期理事長がこれにあたる。

(推薦理事候補者の選出)

第36条 次期理事長は、理事会に対し、必要が有る場合は、第32条の当選者のほか

3名以内の理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の選出)

第37条 次期理事長は、理事会に対し、次項に定める要件を満たす会員の中から監事候補者を推薦する。

2 監事候補者は次の資格を備える正会員の中から選出する。

- (1) 学会運営に見識があること
- (2) 理事候補者でないこと

(欠員の補充)

第38条 理事に欠員が生じた場合は、理事選挙の次点者を順に繰り上げて補充するものとし、直近の社員総会において理事を選任する。

2 次点者がいない場合は、この法人の運営に支障をきたす場合は、理事会は新たに理事候補者を選出し、直近の社員総会において理事を選任することができる。

3 監事に欠員が生じた場合は、この法人の運営に支障をきたす場合は、理事会は新たに監事候補者を選出し、直近の社員総会において監事を選任することができる。

第6章 細則の変更

(細則の変更)

第39条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第3条に定める会費の金額については、社員総会の承認を得なければ、その効力を有しない。

附則

1. この細則は、この法人成立の時から施行する。
2. 第11条（被選挙権有権者）の適用については、日本PSG研究会における経歴を含むものとする。
3. この法人の最初の評議員は、日本PSG研究会の幹事及び幹事会で法人成立後の評議員として選出された者とし、その任期は令和4年（2022年）に評議員選挙により新たに評議員が決定する迄とする。

別表（第2条）

支部の名称	所 属 地 域
関東・北海道	北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川

東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東海・甲信越	岐阜、愛知、三重、静岡、長野、新潟、山梨
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄